

2021年 7月 吉日

会派 立憲おきなわ

議 員 各 位

会派 沖縄・自民党

政調部会長 座 波 一

条例制定に関する説明会について(ご案内)

下記の通り説明会を開催致しますので出席方お願い申し上げます。

記

1. 日 時 : 2021年 8月 4日(水) 14:00~15:00(予定)
2. 場 所 : 県議会棟 3階 301会議室
3. 議 題 : (1) 観光産業再興に関する条例(仮称)制定について
(2) 質疑応答

以上

「新型コロナウイルス感染症による影響を受けている観光産業の再興に関する条例」
を制定する理由と目的、想定している主な施策について

1. 新条例制定の理由

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として、国が定める法律（新型インフルエンザ等対策特別措置法）並びに県が定める条例（沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に関する条例）、また沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画と沖縄県感染症予防計画には、観光産業再興に関する具体的な感染症対策と経済対策を講じる根拠となる条文がないため、観光産業再興に関する新条例を制定する必要がある。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、壊滅的な状況にある沖縄県の観光業再興を図るため、感染症対策を基盤とした観光振興策を実施する必要がある。
- (3) 観光産業の再興に関して、緊急的に施策の強化が必要とされるため、時限法を定めて確実な施策実行とスピードアップを図る必要がある。

2. 新条例制定の目的

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する対策としての観光産業の再興に関する措置の強化を図る。
- (2) 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護する。

第1条（目的）

この条例は、新型コロナウイルス感染症が、特に、本県の基幹産業として極めて重要な地位を占め、県民生活の向上と県民経済の発展に大きく貢献している観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例（令和2年沖縄県条例第41号。以下「対策条例」という。）と相まって、新型コロナウイルス感染症に対する対策としての観光産業の再興に関する措置の強化を図ることにより、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス感染症が観光産業に及ぼす影響、ひいては県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにし、もって観光産業の再興と安全安心の島沖縄（県民が安全に安心して生活し、及び経済活動を行うことができる社会をいう。）を実現することを目的とする。

3. 新条例が想定している主な施策

(1) 観光産業再興

- ① 抗原検査・PCR検査等の強化（出発地からの検査体制に協力）第3条4項、第4条1項3項
- ② 検査陰性者の往来促進強化（陰性証明デジタル発行促進・インセンティブ事業）第3条3項、第4条1項2項
- ③ 観光客誘致のための広域連携強化（自治体・保健所・空港間・航空会社連携等）第3条4項、第4条2項3項
- ④ 持続可能な観光の構築（レスポンスブル・ツーリズムの促進等）第4条1項2項
- ⑤ VR観光の促進（観光資源のデジタル化、5Gインフラ整備等）第3条3項、第4条1項2項
- ⑥ 観光産業再興基金創設 第3条2項、第5条、第6条

(2) 防疫体制の強化

- ① 抗原検査・PCR検査等の強化（県民・来訪者への検査体制強化）第3条4項、第4条1項
- ② ワクチン接種の加速（旅客施設・観光関連産業事業者接種含む）第3条2項、第4条3項3項
- ③ 公衆衛生対策強化（効率的な疫学調査方法の確立等）第3条3項4項、第4条1項
- ④ 観光危機対策強化（観光客対応・那覇空港内クリニックの設置検討等）第3条4項、第4条3項
- ⑤ 輸入感染症対策（日本版CDCセンターの誘致検討等）第3条4項、第4条1項3項

会 議 費

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症が、特に、本県の基幹産業として極めて重要な地位を占め、県民生活の向上と県民経済の発展に大きく貢献している観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例（令和2年沖縄県条例第41号。以下「対策条例」という。）と相まって、新型コロナウイルス感染症に対する対策としての観光産業の再興に関する措置の強化を図ることにより、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス感染症が観光産業に及ぼす影響、ひいては県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにし、もって観光産業の再興と安全安心の島沖縄（県民が安全に安心して生活し、及び経済活動を行うことができる社会をいう。）を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症 ^{ウイルス} 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

(2) 観光関連事業者 観光に関する事業及び観光と密接に関連する事業を営む者をいう。
飲食業、バス、タクシー

(3) 旅客施設設置者等 旅客施設（公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設をいう。以下同じ。）を設置し、又は管理する者をいう。

(4) 観光関連事業者等支援施策 県民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス感染症が観光産業に及ぼす影響、ひいては県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス感染症が観光産業に及ぼす影響等に

商 7086
 3号 1186
 2号 142

4276億

範囲

関する実態の把握、観光関連事業者及び旅客施設設置者等が実施する新型コロナウイルス感染症に対する対策に必要な支援その他の観光産業の再興に関し、県が実施する施策をいう。

(県の責務)

第3条 県は、観光関連事業者等支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、観光関連事業者等支援施策を総合的に策定するに当たっては、法の規定により作成された(沖縄県行動計画及び対策条例の規定)により作成された対処方針並びにこれらに基づく新型コロナウイルス感染症に対する対策との整合性の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、観光関連事業者等支援施策を実施するに当たっては、情報通信技術の活用等を通じて、その的確かつ迅速な実施が図られるように配慮しなければならない。

4 県は、観光関連事業者等支援施策を実施するに当たっては、国、他の都道府県、市町村、大学等(大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関等をいう。)、観光関連事業者及び旅客施設設置者等と連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(県民、来訪者及び観光関連事業者等の責務)

第4条 県民、来訪者、観光関連事業者及び旅客施設設置者等は、新型コロナウイルス感染症の予防に努めるとともに、法及び対策条例に基づく新型コロナウイルス感染症に対する対策及び観光関連事業者等支援施策の実施に協力するよう努めなければならない。

2 観光関連事業者は、新型コロナウイルス感染症のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 旅客施設設置者等は、新型コロナウイルス感染症のまん延により生ずる影響を考慮し、その設置し、又は管理する旅客施設に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第5条 県は、観光関連事業者等支援施策を積極的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の産業のための支援)

法の規定に基づき

77年

市町村の責
77年4月

予算確保

第6条 県は、この条例に定めるもののほか、県民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス感染症が県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本県の産業に対する支援の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

「新型コロナウイルス感染症による影響を受けている観光産業の再興に関する条例」の構成と意義

沖縄県のリーディング産業である観光業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県外・海外からの渡航者を制限するなどの措置により、数年来で築かれた観光関連経済の産業成長過程を失うほど壊滅的な状況にある。一刻も早く、観光業再興のため、沖縄県をはじめ観光業界、県民および関係機関が連携した取り組みを実施し、再興に向かうことが重要である。そのために、本条例は、国が定める新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法並びに、県が定める沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、県が定める観光産業の再興に関する条例の強化が必要とされることを中心に構成されるものである。

国	新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法
沖縄県	沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例 (案)
沖縄県	沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例 (案)
沖縄県	沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例 (案)
沖縄県	沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例 (案)

(事業者に対する支援等)
第六十三条の二 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症等及び新型コロナウイルス感染症のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。

(都道府県再興計画) (一部抜粋)
第七條 都道府県知事は、政府再興計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス感染症等対策の実施に関する計画（以下「都道府県再興計画」という。）を作成するものとする。
第七條 二 都道府県再興計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
第七條 二、二、都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項

第七條 二、二、イ 新型コロナウイルス感染症等の都道府県内における発生状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
第七條 二、五 新型コロナウイルス感染症等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

II 新型コロナウイルス感染症等対策の実施に関する基本的な方針 (一部抜粋)
6 再興計画の主要6項目 3 情報提供・共有
(4) 発生時における県民等への情報提供及び共有
特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

III 各段階における対策 (一部抜粋)
3 海外発生期、4 予防・まん延防止
(3) 水際対策
① 県等は、検疫所と連携し、発生国からの入国者等の必要な情報収集を行う。
② 国の検疫の強化に伴い、検疫所、その他関係機関等との連携を強化し、国の新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための技術的支援を受け、検査に係る協力体制を整える。
③ 国の検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。
4 県内発生早期、2 サーパーバイランス・情報収集
(3) 調査研究
国及び県等は、発生した県内患者について、初期の段階には、疫学的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

IV 感染症発生後の対応時における検疫所との連携
国内に常在しない感染症が発生した場合においては、県及び保健所設置市は、検疫所と情報を共有するとともに、県内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要であると認めるときには、検疫所と連携し必要な協力を行う。
第10条 その他感染症の予防の推進
5 グローバルな感染症対策への対応
わが国唯一の国際空港に隣接し、観光、コンベンション等で国際交流を推進している本県において、健康危機管理対策の一環として輸入感染症に対して一層の注意が必要である。このため県及び保健所設置市は、平時から検疫所等との緊密な情報交換を行う。

第3条 感染症のまん延の防止のための施策 (一部抜粋)
6 積極的疫学調査
保健所、衛生環境研究所、動物取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図ることにより、地域における旅行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていく。
10 感染症発生後の対応時における検疫所との連携
国内に常在しない感染症が発生した場合においては、県及び保健所設置市は、検疫所と情報を共有するとともに、県内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要であると認めるときには、検疫所と連携し必要な協力を行う。



(県の責務) (一部抜粋)
第5条 沖縄県対策本部は、法第7条第1項の規定により作成された沖縄県再興計画に基づき、新型コロナウイルス感染症等への対応の方針（以下「対応方針」という。）を定めるものとする。
第5条 二 対応方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。(1) 新型コロナウイルス感染症等の発生の状況に関する事実

(県の責務) (一部抜粋)
第7条 県は、新型コロナウイルス感染症等が発生したときは、対応方針に基づき、自ら新型コロナウイルス感染症等対策を的確かつ迅速に実施し、及び公益的事業を営む法人その他の団体が実施する新型コロナウイルス感染症等対策を総合的に推進する責務を有する。
第7条 二 県は、新型コロナウイルス感染症等対策を実施するに当たっては、国、他の都道府県及び市町村と連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(県の責務) 第3条 3
県は、観光関連事業者等支援施策を実施するに当たっては、情報通信技術の活用等を通じて、その的確かつ迅速な実施が図られるように配慮しなければならない。
第6条
県は、観光関連事業者等支援施策を積極的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県の責務) 第3条 4
県は、観光関連事業者等支援施策を実施するに当たっては、国、他の都道府県、市町村、大学等（大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関等を含む）、観光関連事業者及び旅客施設設置者等と連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。
(県民、来訪者及び観光関連事業者等の責務)
第4条
県民、来訪者、観光関連事業者及び旅客施設設置者等は、新型コロナウイルス感染症の予防に努めるとともに、法及び対策条例に基づき新型コロナウイルス感染症に対する対策及び観光関連事業者等支援施策の実施に協力するよう努めなければならない。

(県民、来訪者及び観光関連事業者等の責務)
第4条
県民、来訪者、観光関連事業者及び旅客施設設置者等は、新型コロナウイルス感染症のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に際し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
第4条 3
旅客施設設置者等は、新型コロナウイルス感染症のまん延により生ずる影響を考慮し、その設置し、又は管理する旅客施設に際し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

  **領収書**
RECEIPT

1003964252

下記の金額正に領収致しました。
RECEIVED FROM **國 仲 昌 二 様**

THE SUM OF **¥ 9,020** (税込)
(TAX INCLD.)

但し運賃・料金として
IN PAYMENT OF AIR FARE-FREIGHT

航空券番号
TICKET NUMBER **1312416096665**



関連航空券番号
OTHERS *********

発券日
DATE OF ISSUE **2021年08月06日**

備考
REMARKS **クレジット** **¥9,020**

発行：日本航空株式会社 OKAPT 2021年08月06日

印紙税申告納
付にヨ 品川
税務署承認済

  **領収書**
RECEIPT

1003964223

下記の金額正に領収致しました。
RECEIVED FROM **國 仲 昌 二 様**

THE SUM OF **¥ 9,020** (税込)
(TAX INCLD.)

但し運賃・料金として
IN PAYMENT OF AIR FARE-FREIGHT

航空券番号
TICKET NUMBER **1312415989039**

関連航空券番号
OTHERS *********

発券日
DATE OF ISSUE **2021年08月06日**

備考
REMARKS **クレジット** **¥9,020**

発行：日本航空株式会社 OKAPT 2021年08月06日

印紙税申告納
付にヨ 品川
税務署承認済

2021年8月6日 【沖縄振興策についての会派会議】

充当割合：10/10
充当額：18,040円 (片道：9,020円)

政務活動のため全額充当

会議活動記録簿

日 時	令和3年8月6日(金) 13時30分 ~ 15時00分
場 所	沖縄県議会「立憲おきなわ」会派室
対 象	「立憲おきなわ」会派メンバー
参 加 者	《参加者》 仲村未央、崎山嗣幸、國仲昌二、喜友名智子
目 的	沖縄振興策についての会派会議
内容及び所見	別添「沖縄振興策(案)」について協議 ①沖縄振興策について、会派「立憲おきなわ」で政策(案)を策定し、立憲民主党の「沖縄協議会」に提言する。 ②(案)策定後、「企画部」とすり合わせる。 ③「沖縄協議会」の議論を経て、日本政府(沖縄担当大臣)に提出。
備 考	

「新時代の沖縄振興策（提案）」

【背景】

2012年、民主党政権による沖縄振興特別措置法改正により、これまで国が作成していた沖縄振興計画の作成主体が沖縄県へと変更になった。地域主権として、今回は初めての沖縄県による更新作業となる。国が主体に逆戻りする、主権の逆戻りを絶対に起こさないことは、極めて肝要な点となる。そのためにも、玉城デニー県政による沖縄振興計画の遂行を主体とした上で、あくまでも未来に向けた提案として、立憲民主党から沖縄県総支部連合会が中心となって、新時代の沖縄振興策の後押しを行う。

【目標】

過去の政府による振興策は社会インフラ整備を中心としたものであり、一括計上と高率補助という2つの制度によって公共事業が促進される仕組みとなっていた。これらの振興策では、沖縄の自動車道や空港、港湾などの整備が進み、多くの観光客が訪れ、IT産業などが広がることになったものの、他県との所得格差、高失業率などの解消にはつながらなかった。また、半世紀にわたり公共事業と観光業が突出した、歪な産業構造を強いられてきた。これからの沖縄振興策は、地域の産業振興に軸足を置き、真の意味での沖縄の経済的自立を図ることを最大の目標に掲げる。

1. 「沖縄振興一括交付金」の増額と、全国再導入のモデルケース化

誇りある豊かな沖縄を掲げる玉城デニー県政の自主性が尊重されること。それこそが新時代の沖縄、SDGsの取り組み、地域主権の浸透など、沖縄県が掲げる目標実現のための、主体的な政策につながる。県民や各種団体、民間企業や国際組織などとの連携で、その効果をさらに高めるプラットフォームづくりを促進する。そのためには、沖縄振興一括交付金の増額が必要。

国の直接関与による補助事業の推進ではない、自由度の高い予算による、地域の創意工夫と責任。この覚悟こそが、新しい時代を切り拓く沖縄が求めるもの。また、これからの日本に求められるものとも重なる。

2. 「物流DX」で、担い手にやさしく県民の負担を削減

物流コストによる県民負担の削減は、沖縄県にとって産業振興、日常生活の両面から切実に求められている。他県と同等の物流の負担が実現するだけで、製造業などの産業競争力が向上するとともに、日用品の過剰負担分が解消され、不要な生活コストが低減される。また、海外との交易を促進することで、県産品や沖縄の伝統文化を活用した製品の販路を拡大し、地場産業の発展にもつながる。

DXの活用で物流の標準化を推進するとともに、物流MaaSなどで効率化を進め、基本的な物流コストを見直した上で、沖縄県の物流の負担を他県並に維持する。その上で、物流を担う労働者の賃金向上と働き方を改善する。

これまで官民挙げて取り組んできた片荷の解消には引き続き取り組むとともに、国内物流への直接支援など、変化を恐れぬ本格的なアプローチを加えることで、物流の県民負担の解消に実行力をもって取り組むことを、立憲民主党より提案する。

3. 「鉄軌道の運行開始」により、県民の移動負担の削減

国鉄の整備時期に米国の施政権下にあり、いまだ鉄軌道が無い沖縄県。県内の移動にかかる負担の削減、それに伴う多くの問題の解消につながるためにも、鉄軌道の運行開始に向けた取り組みを促進させることが必要。鉄軌道の導入は、定時性の確保や移動コストの引下げによって通勤圏や生活圏の拡大が図られる。県民のみならず、観光においても交通権が保障されることにつながり、移動が容易になることで、飲食を中心に消費の拡大にも寄与する。

鉄軌道は物流にも活用され、県全体としての利便性向上につながる。また、渋滞を解消することは、気候変動対策にも貢献する。立憲民主党によって、国による鉄軌道の調査を開始したものの、その後の自公政権によって、鉄道事業の許可基準に含まれていない費用対効果(B/C)に固執し、沖縄における鉄軌道の導入はまずと先送りになされてきた。時間を浪費することなく鉄軌道の運行開始を、立憲民主党より提案する。

沖縄振興予算の推移

※ 沖縄県総務部財政課試算

年度	予算額 (億円)	国直轄分	地方向け補助金	振興費
H24年度	2,937億円 (28.5%)	838 (28.5%)	803	771
H25年度	3,001億円 (30.3%)	908 (30.3%)	803	810
H26年度	3,501億円 (34.4%)	1,204 (34.4%)	826	932
H27年度	3,340億円 (35.7%)	1,194 (35.7%)	806	811
H28年度	3,350億円 (35.5%)	1,189 (35.5%)	806	807
H29年度	3,150億円 (38.8%)	1,223 (38.8%)	688	670
H30年度	3,010億円 (41.9%)	1,262 (41.9%)	608	579
R1年度	3,010億円 (43.0%)	1,294 (43.0%)	561	532
R2年度	3,010億円 (43.2%)	1,300 (43.2%)	522	492
R3年度	3,010億円 (42.8%)	1,289 (42.8%)	504	477
国直轄分				
地方向け補助金				
振興費				
地方向け補助金計				



WEB 01ae35801ff17a8d84e1ea2b76c16923
2021年08月11日 11:37

領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様
金額

THE SUM OF : ￥ 9,020 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312416228825
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2021年08月09日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2021年08月09日(月)	宮古	沖縄(那覇)	JTA556	離島割引(普通席)	¥9,020

合計金額	¥9,020
------	--------

2021年8月10日 【自民会派による条例(案)に対する協議】

充当割合 : 10/10

充当額 : 9,020 円 (往復 : 18,040 円)

政務活動のため全額充当



WEB 01ae35801ff17a8d84e1ea2b76c16923
2021年08月11日 11:37

領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ￥ 9,020 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312416326018
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2021年08月11日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・其他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2021年8月11日(水)	沖縄(那覇)	宮古	JTA563	離島割引(普通席)	¥9,020

合計金額	¥9,020
------	--------

2021年8月10日 【自民会派による条例(案)に対する協議】

充当割合 : 10/10

充当額 : 9,020 円 (往復 : 18,040 円)

政務活動のため全額充当

会議活動記録簿

日 時	令和3年8月10日(金) 15時00分 ~ 16時00分
場 所	沖縄県議会「ていーだ平和」会派室
対 象	会派会派代表、幹事長
参 加 者	《参加者》 (ていーだ平和)瑞慶覧功、当山勝利、(立憲おきなわ)仲村未央、國仲昌二 (共産党)渡久地修、比嘉瑞己、(南風)次呂久成崇、翁長雄治
目 的	自民会派による条例(案)に対する協議
内容及び所見	①「ていーだ平和」「共産党」はまだ「自民会派」との意見交換はしていない。 ②条例(案)は慎重に議論する必要がある。 ③当局との意見交換は必要。 ④意見交換後、再協議する。
備 考	



JAPAN AIRLINES

経費区分 (会議費)

WEB 7f4f78a4fca630a148cdbea446ad1afb
2022年01月06日 14:35

領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様
金額

THE SUM OF : ¥ 8,370 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312425608477
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年01月05日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年1月5日(水)	宮古	沖縄(那覇)	JTA552	離島割引(普通席)	¥8,370

合計金額	¥8,370
------	--------

2022年1月5日 【2022年度沖縄県予算並びに施策に関する要請】

充当割合 : 10/10

充当額 : 8,370 円 (往復 : 16,740 円)

政務活動のため全額充当



経費区分 (会議費)

WEB eaf59165e9f0017c49628d06adc6b1da
2022年01月06日 14:36

領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ¥ 8,370 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312425713836
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年01月06日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年1月7日(金)	沖縄(那覇)	宮古	JTA567	離島割引(普通席)	¥8,370

合計金額 ¥8,370

2022年1月5日 【2022年度沖縄県予算並びに施策に関する要請】

充当割合 : 10/10
充当額 : 8,370 円 (往復 : 16,740 円)

政務活動のため全額充当

会議活動記録簿

日 時	令和4年1月5日 (金) 15時15分 ~ 15時30分
場 所	第2応接室
対 象	玉城知事
参 加 者	(参加者) 仲村未央、喜友名智子、崎山嗣幸、國仲昌二
目 的	要請
内容及び所見	(内容) 2022年度沖縄県予算並びに施策に関する要請
備 考	

2022年1月6日

沖縄県知事 玉城 デニー 様

沖縄県議会会派 立憲おきなわ

代表 仲村未央 幹事長 國仲昌二

崎山嗣幸 喜友名智子



2022年度沖縄県予算並びに施策に関する要請

貴職におかれては就任以来、粉骨砕身県民に奉仕し、県勢の発展と福祉の向上に全力を注がれていることに心からの敬意を表します。特に一昨年以来の新型コロナ・ウィルス感染症の拡大を受け、県政のあらゆる分野で対応を求められる中、司令塔として昼夜たがわぬ業務を遂行されていることと存じます。

本年は、米軍クラスターに端を発したオミクロン株の拡大により、観光・経済の再興に急ブレーキを強いられる厳しい幕開けとなりました。貴職においては引き続き、県民の協力の下、県政一丸となって苦境を切り拓き、復帰50年を迎えた沖縄の輝かしい発展を描かれるよう強く要望致します。会派立憲おきなわ一同、玉城デニー県政を支え、共に活動して参る所存です。

つきましては、別添「2022年度沖縄県予算並びに施策に関する要請」を提出致します。本要請が、玉城知事が掲げる「誰一人取り残さない社会の実現」の方向に沿うものであると確信し、実現を要望致します。

以上

1、新型コロナウイルス対策－医療体制の確保、検査体制の強化について

従来より島しょ地域の医療資源には限りがあるが、平時においては多様な医療ニーズへの対応、非常時においては集中した医療資源確保を行う両立体制の実現が求められている。一方、本県には、水際対策において感染症などの持ち込みを防げる地理的優位性もある。以下に点について引き続き対策の強化に取り組まれない。

一、検査体制の拡大

新型コロナの感染状況の把握は、広範な検査体制により可能となる。各離島に1台のPCR検査機器を配置して搬送による検査時間ロスをなくす、成人式出席者の事前PCR検査が各市町村で迅速に対応できるよう支援する、休暇明けの学校再開前に児童生徒が陰性証明した上で登校する、など検査ニーズは増えることはあっても減ることはない。「いつでも、どこでも、誰でも」と県民が検査を受けられるよう検査体制の拡大を引き続き進めること。

二、専門職以外でも医療的行為・保健職業務補助ができる仕組みづくり

コロナ禍では感染急拡大期に人材、人員がおいつかず、資格保持者のみによる業務遂行では対策が後手に回ってしまう。特に、保健所での聞き取り疫学調査、ワクチン接種担当を歯科医・薬剤師等にも広げるなど研修と訓練を受けた上で、医療資源を広げること。

三、医療人材の確保

従来より小規模離島を多く抱える沖縄では医療体制に限りがある。島出身者から医師・看護師の輩出が継続できるよう、奨学金や通信教育への支援を行うこと。

四、水際対策として空港、港湾での検疫を県独自で行えるよう国の権限の移譲を求めること。その際、地理的特徴を活かした防疫・公衆衛生体制

により新型コロナ感染拡大を押さえることに成功した台湾と同等の仕組みを目指されたい。

2、新たな沖縄振興計画における取組みについて

21世紀ビジョンの集大成に向かう次期沖縄振興計画においては、特に「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を実現する体制を強化されたい。

一、進路未決定者の支援について

本県は、中学校や高校を卒業した後、進学も就職もしない若者たちの割合が全国一高い。また、生活保護世帯の進学率は、その他世帯と比較して低い傾向にある。ヤングケアラーや経済的困窮など進路未決定者が抱える課題が指摘される中にあるが、義務教育終了後は、庁内のどの部署においても実態を把握してこなかった。かけがえのない一人ひとりの人材を適切に支援する体制を早急に構築され、学びなおしや進学、就労につながる取組みを進めること。

二、男女の給与格差の解消について

女性の所得の低さが際立っている。パート労働比率は男性の2.6倍、給与は男性の65%で推移している。格差や不利性が固定化された社会では人材本来の活躍がはばまれ、沖縄振興の主要目標である所得の向上につながらない。多様な働き方を保障する制度を充実させ、子育てや介護、家事にかかる女性への偏りを解消し、性にかかわらずキャリアが構築され得る仕組みづくりを、経済労働政策と女性政策の両面から強力で推進すること。

三、超高齢社会への対応について

年少人口の割合が全国一高い沖縄県も2025年には人口の4分の1が

高齢者となることから、次期沖縄振興計画は、超高齢社会のニーズに即し対応する必要がある。①重度（要介護3～5）の認定率が高い②介護保険料が全国一高い③単身世帯が増加する④公的年金の非加入者（無年金）が全国一高い—など本県の高齢者をとりまく課題は重く、あわせて戦後の米軍占領下で公的年金制度に参加できなかった事情など、困窮する方々が抱える課題やその背景を捉える必要がある。市町村との連携をいっそう強化し、介護・福祉の充実を図ること。

四、「観光振興基金」の創設について

新たな振興計画（素案）で示された「世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築、に向けては、本県のリーディング産業である観光産業の更なる発展と飛躍が不可欠である。

このため、安定的な財源確保となる宿泊税の導入に先立つ形で、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革を目指し、「安全・安心で快適な島沖縄」の実現と、本県の観光資源である豊かな自然環境や独自の伝統文化等のソフトパワーを活用した沖縄観光の高度化、雇用の拡大と人材育成、DXの推進による受入体制の強化等を図るとともに、観光危機にも柔軟に対応できる「観光振興基金（仮称）」を創設すること。

五、社会資本の更新と適切な維持管理について

離島架橋、空港、港湾、道路、ダム、上・下水道関連施設、学校など島嶼県である本県において、社会資本の適切な維持管理は島々に暮らす県民の命を守ることそのものである。老朽化への対応と災害対策の両面から更新、延命、強靱化を迅速に進め、地域の安全を確保されたい。また、県民の共有財である社会資本の整備には、地元企業が誇りをもって携わり、雇用の創出、地域経済の発展に高く貢献できるよう取組みを行うこと。

3、復帰 50 年の取組みについて

苛烈な地上戦で住民に犠牲を強いた沖縄戦やその後の米軍支配、今日まで続く過重な基地負担、辺野古新基地建設の強行など県民が復帰 50 年に寄せる思いの中には、これらの経験の中で培われた「平和への願い」が幾重にも積み重なっている。さらに近年においては台湾有事に連動した沖縄の軍事拠点化が図られるなど住民を再び戦火に巻き込みかねない情勢に懸念が高まっている。

沖縄県政は、歴代知事を通じ、日本政府に対し、時に米政府に対しても直に要求を掲げ、自治と人権の回復に努めてきた。同じく沖縄県議会も、命や尊厳を脅かす事件事故等に徹底して抗議し、揺るがず県民意思を示し続けてきた。よって、本年の復帰 50 年に際する記念行事や県政を通じた発信については、
○ 県民の思いにじゅうぶんに寄り添い、県民主体のものとして執り行われるよう図られたい。

一、「玉城建議書」の作成について

1971 年 11 月の「沖縄国会」に届くことのなかった琉球政府・屋良朝苗主席の「復帰措置に関する建議書」は、その後の沖縄を占うような象徴的な出来事として語り継がれている。当時の県民の根源的要求、日本復帰にかけた期待、半世紀を経た今日の沖縄の姿を、屋良建議書を手がかりに検証し、なお追求すべき県民の要求を国民、国会、日本政府に広く示す「玉城デニー建議書」の作成に取り組むこと。

二、「公文書管理条例」の制定について

普天間基地問題など歴代県政の重大な政策決定にかかる公文書記録の不存在が問題になった。また、未曾有の拡大禍にある新型コロナ対策をめぐっても、議事録の作成など公文書管理の在り方に県民の注目が集まっている。

公文書管理法では「現在及び将来の国民に対する説明責任」を果たすことが規定されており、本県においても、「結果」のみならず、その起草から政策判断の経緯についてのちの検証に耐え得るよう、記録を適切に

保存し、活用を想定した体系的整備に取り組むことが求められている。
 「沖縄県公文書管理条例(仮称)」の制定と、公文書館の態勢づくりを進めること。

4、沖縄県農産物の種苗の生産に関する条例(仮称)の取組みについて

県が制定に向け作業中の「沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例(仮称)」案について、本年中の早い実現と同時に、下記項目について盛り込むよう検討されたい。

種苗条例は農業の競争力という経済面だけでなく、日々県民が口にする農作物を生産する食と農の安全の問題でもある。遺伝子操作、ゲノム編集作物も現実のものとなっている状況の中で、県民の食と健康を支える基礎となる条例とされたい。

一、 県の開発した登録品種については、自家採種を自由とし許諾料などが農家の負担とならないようにすること。

二、 農業競争力強化支援法第8条第4項では、各都道府県の登録品種の提供を民間から求められると提供せざるを得ない。しかし県の開発した登録品種は県民の税金で開発した育種知見(知的財産権)である。民間に譲渡する際は、県の審議会などの審査の他、県議会の特別決議も必要なプロセスとするよう検討を要望する。

三、 沖縄版「ジーンバンク」で沖縄の在来作物の保存に取り組むとともに、沖縄の在来種を遺伝情報として保存・研究できる体制を確立されたい。そのための施設を充実させ、人材育成にも取り組むこと。

四、 在来野菜、伝統野菜を次世代に伝えるため、学校給食に積極的に取り入れるなど食育支援を充実させること。有機・減農野菜を学校給食に最大限取り入れるよう市町村と連携を強化すること。



経費区分 (会議費)

WEB 9ec9bb26f04bb3c3cf228ece714f9a33

2022年01月12日 18:27

領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ¥ 8,370 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312425956823
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年01月11日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年1月11日(火)	宮古	沖縄(那覇)	JTA562	離島割引(普通席)	¥8,370

合計金額	¥8,370
------	--------

2022年1月12日 【令和4年度当初予算(案)に係る与党代表者との意見交換会】

充当割合 : 10/10

充当額 : 8,370 円 (往復 : 16,740 円)

政務活動のため全額充当



経費区分 (会議費)

WEB c74ab773acbc977a62ec0285cb01940c

2022年01月12日 18:28

領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ¥ 8,370 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312426049667
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年01月12日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年1月13日(木)	沖縄(那覇)	宮古	JTA571	離島割引(普通席)	¥8,370

合計金額	¥8,370
------	--------

2022年1月12日 【令和4年度当初予算(案)に係る与党代表者との意見交換会】

充当割合 : 10/10

充当額 : 8,370 円 (往復 : 16,740 円)

政務活動のため全額充当

統一様式—⑫

会議活動記録簿

日 時	令和4年1月12日(水) 10時30分 ~ 12時00分
場 所	県庁12階第1・2会議室
対 象	会派会派代表、幹事長
参 加 者	《参加者》 (ていだ平和)瑞慶覧功、当山勝利、(立憲おきなわ)仲村未央、國仲昌二 (共産党)渡久地修、比嘉瑞己、(おきなわ南風)平良昭一、新垣光宗
目 的	令和4年度当初予算(案)に係る与党代表者会議との意見交換会
内容及び所見	別添
備 考	

【場所変更後】

与党代表者各位

総務部財政課長

令和4年度当初予算（案）に係る
与党代表者との意見交換会について

みだしのことについて、以下のとおりご案内申
し上げます。

与党代表者の皆様のご出席をよろしく願いい
たします。

日 程： 令和4年1月12日（水）

時 間： 午前10時30分から12時まで

場 所： 12階第1, 2会議室
~~県庁7階第4会議室~~

参加人数： ていーだ平和ネット、日本共産党
沖縄県議団、おきなわ南風、
立憲おきなわ 各2名

連絡先：

財政課

電話098-866-2095 (IP2223、2229)



経費区分 (会議費)

WEB 96ff840ff6ad4189c396a239e865111c
2022年02月05日 09:44

領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ¥ 8,370 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312427093230
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年02月02日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年2月2日(水)	宮古	沖縄(那覇)	RAC804	離島割引(普通席)	¥8,370

合計金額	¥8,370
------	--------

2022年2月3日 【与党会派代表者議案説明会】

充当割合 : 10/10

充当額 : 8,370 円 (往復 : 16,740 円)

政務活動のため全額充当



JAPAN AIRLINES

経費区分 (会議費)

WEB 96ff840ff6ad4189c396a239e865111c

2022年02月05日 09:44

領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ¥ 8,370 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312427223667
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年02月05日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年2月5日(土)	沖縄(那覇)	宮古	JTA563	離島割引(普通席)	¥8,370

合計金額	¥8,370
------	--------

2022年2月3日 【与党会派代表者議案説明会】

充当割合 : 10/10

充当額 : 8,370 円 (往復 : 16,740 円)

政務活動のため全額充当

会議活動記録簿

日 時	令和4年2月3日(木) 10時30分 ~ 12時00分
場 所	県庁14階会議室
対 象	照屋副知事、総務部長、その他職員
参 加 者	(参加者) 仲村未央、國仲昌二
目 的	与党会派代表者議案説明会
内容及び所見	(内容) 2022年2月議会提出議案説明 ・条例 ・今年度補正予算 ・新年度当初予算
備 考	

ばくはんせき びす
麦飯石の水
TEL:098-876-3154

【領収書】

90965
立憲おきなわ 様
2021/06/09 14:02
取引No: 9654165-1
担当: [REDACTED]
ちゆら水19L
¥1,000 x 3 ¥3,000
合計(税込み) ¥3,240
お預り ¥3,240
お納り ¥ 0
返却ボトル本数 3
軽減税率対象商品です。

ばくはんせき びす
麦飯石の水
TEL:098-876-3154

【領収書】

90965
立憲おきなわ 様
2021/06/23 11:36
取引No: 8698218-1
担当: [REDACTED]
ちゆら水19L
¥1,000 x 3 ¥3,000
合計(税込み) ¥3,240
お預り ¥3,240
お納り ¥ 0
返却ボトル本数 3
軽減税率対象商品です。

ばくはんせき びす
麦飯石の水
TEL:098 876-3154

【領収書】

90965
立憲おきなわ 様
2021/07/02 09:53
取引No: 8723523-1
担当: [REDACTED]
ちゆら水19L
¥1,000 x 4 ¥4,000
合計(税込み) ¥4,320
お預り ¥4,320
お納り ¥ 0
返却ボトル本数 4
軽減税率対象商品です。

ばくはんせき びす
麦飯石の水
TEL:098-876-3154

【領収書】

90965
立憲おきなわ 様
2021/07/15 11:34
取引No: 8767714-1
担当: [REDACTED]
ちゆら水19L
¥1,000 x 3 ¥3,000
合計(税込み) ¥3,240
お預り ¥3,240
お納り ¥ 0
返却ボトル本数 3
軽減税率対象商品です。

ばくはんせき びす
麦飯石の水
TEL:098-876-3154

【領収書】

90965
立憲おきなわ 様
2021/08/02 11:18
取引No: 8818255-1
担当: [REDACTED]
ちゆら水19L
¥1,000 x 3 ¥3,000
合計(税込み) ¥3,240
お預り ¥3,240
お納り ¥ 0
返却ボトル本数 3
軽減税率対象商品です。

ばくはんせき びす
麦飯石の水
TEL:098-876-3154

【領収書】

90965
立憲おきなわ 様
2021/08/17 12:54
取引No: 8876300-1
担当: [REDACTED]
ちゆら水19L
¥1,000 x 3 ¥3,000
合計(税込み) ¥3,240
お預り ¥3,240
お納り ¥ 0
返却ボトル本数 3
軽減税率対象商品です。

ばくはんせき びす
麦飯石の水
TEL:098-876-3154

【領収書】

90965
立憲おきなわ 様
2021/08/27 10:13
取引No: 8907099-1
担当: [REDACTED]
ちゆら水19L
¥1,000 x 3 ¥3,000
合計(税込み) ¥3,240
お預り ¥3,240
お納り ¥ 0
返却ボトル本数 1
軽減税率対象商品です。

麦飯石の水 (6月~8月分)

@1,080 x 22本 = 23,760円

会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半

会派室共同使用の為充当割合 1/4

5,940円

6月分: 6,480円
(1/4: 1,620円)
7月分: 7,560円
(1/4: 1,890円)
8月分: 9,720円
(1/4: 2,430円)

領 収 書

夏 退 会 金 納 付 様 () 令 和 3 年 6 月 29 日

月	日	品 名	入 り 数	1ヶ単価	数 量	ケ ー ス 単 価	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円	備 考
		かりやレトロ豆之焼	508	1,667	47						6	6	68	
		軽減税率対象品												
						8%							533	

上記の通り明細致します。

返品又は交換は15日以内に
お願い致します。

現 回 内 振 掛

受 取 サ イ ン	検 算 係	発 行 者	支 払 月 日



株式 沖 縄 商 会
会 社

〒900-0002 那覇市曙2丁目24-13 曙沖商ビル3F

代 表 (098) 861-3939
 コーヒー販売部 (098) 866-3939
 織 維 部 (098) 867-3939
 F A X (098) 861-7287

③ 領 収 書

取引銀行 沖縄銀行商業団地支店
 預金口座(普)No.1107486

2020.3.200

No 012045

コーヒー代 7,201円

会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半
 会派室共同使用の為充当割合 1/4

1,800 円

領 収 書

夏島おろわ

様() 令和3年7月9日

月	日	品名	入り数	1ヶ単価	数 量	ケース単価	百万	拾万	万	千	百	拾	円	備 考
		コーヒー	18x100	4000	14								4000	
		軽減税率対象商品												
						8%							320	
													320	

上記の通り明細致します。

返品又は交換は15日以内に
お願い致します。

① 現 ② 回 ③ 内 ④ 振 ⑤ 掛

受取サイン	検算係	発行者	支払月日



株式会社 沖繩商会

〒900-0002 那覇市曙2丁目24-13 曙沖商ビル3F

③ 領 収 書

取引銀行 沖縄銀行商業団地支店
預金口座(普)No.1107486

代 表 (098) 861-3939
コーヒー販売部 (098) 866-3939
織 維 部 (098) 867-3939
F A X (098) 861-7287

2020.3.200

No 012146

コーヒー代 4,320円

会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半
会派室共同使用の為充当割合 1/2

1,080 円

経費区分 (会議費) No 4

領 収 書

夏 逸 ち 各 各 様 () 会 和 3 年 7 月 30 日

月	日	品	名	入り数	1ヶ単価	数	重	ケース単価	百万	拾万	万	千	百	拾	円	備	考
			かりゆしブレンド豆の挽豆	500g	1367	47							6	6	68		
			軽減税率対象食品等														
							8%	消費税									
		上記の通り明細致します。				返品又は交換は15日以内に お願い致します。											

受取サイン	検算係	発行者	支払月日



株式会社 **沖 縄 商 会**
 〒900-0002 那覇市曙2丁目24-13 曙沖商ビル3F
 代 表 (098) 861-3939
 コーヒー販売部 (098) 866-3939
 織 維 部 (098) 867-3939
 F A X (098) 861-7287

③ 領 収 書

取引銀行 沖縄銀行商業団地支店
 預金口座(普) No.1107486
 No 012977

2020.3.200

コーヒー代 7,201円
 会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半
 会派室共同使用の為充当割合 1/4

1,800 円

領 収 書

立 宛 おきほり 様 () 令和3年 8 月 31 日

月	日	品 名	入り数	1ヶ単価	数 量	ケース単価	百万	拾万	万	千	百	拾	円	備 考
		アイスコーヒー	5008	2000	25								4000	
		ポリウレタン	5008	1667	25								3334	
		小計											7334	
		軽減税率対象商品等												
						8%							586	
													7920-	

上記の通り明細致します。

返品又は交換は15日以内に
お願い致します。

① 現 ② 回 ③ 内 ④ 振 ⑤ 掛

受取サイン	核算係	発行者	支払月日



株式会社 沖 縄 商 会

〒900-0002 那覇市曙2丁目24-13 曙沖商ビル3F

代 表 (098) 861-3939
 コーヒー販売部 (098) 866-3939
 織 維 部 (098) 867-3939
 F A X (098) 861-7287

③ 領 収 書

取引銀行 沖縄銀行商業団地支店
 預金口座(普) No.1107486

No 012687

2020.3.200

コーヒー代 7,920 円

会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半
 会派室共同使用の為充当割合 1/4

1,980 円

経費区分 (会議費) No 6

2021年06月02日 (水)

領 収 証

立憲おきなわ様

¥ 4 2 1 -

上記正に領収しました (消費税等 31円を含みます)
株式会社リウボウストア *印は軽減税率8%対象商品です
〒900-0014 那覇市松尾1-9-49
首里りょうぼう TEL: 098-884-1111
【摘要】 商品代として

財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 5003-8451-9590

2021年06月16日 (水)

領 収 証

立憲おきなわ様

¥ 4 3 3 -

上記正に領収しました (消費税等 32円を含みます)
株式会社リウボウストア *印は軽減税率8%対象商品です
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目1-1-B1F
リウボウ食品館 TEL: 098-867-1171
【摘要】 商品代として

財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 5002-6192-4281

* 令頁以又言正日月糸田 *
2021年06月02日(水)21:12 ㊦5003
責No []
子No []
691008 *ワンポット緑茶ティ ¥390
小計 ¥390
(外税 8%商品 ¥390)
外税 8 ¥31
(税合計 ¥31)
合計 ¥421

お茶代 421+433=854円
会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半
会派室共同使用の為充当割合 1/4

* 令頁以又言正日月糸田 *
2021年06月16日(水)15:28 ㊦5002
責No []
子No []
747003 *リプトンレモンティ ¥88
687003 *綾鷹 ¥158
687007 *ミネラルむぎ茶 2L ¥155
小計 ¥401
(外税 8%商品 ¥401)
外税 8 ¥32
(税合計 ¥32)
合計 ¥433
お買上点数 3点
㊦-No4281 店No01910

213 円

<p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">領 収 証</p>		<p>印 紙 貼 付 (税抜金額が 5万円以上)</p>
<p>No 1439258</p>		
<p style="font-size: 20px;">立憲 おきなわ様</p>		
金額	百万	千
円		円
7	5	87
<p>但し 紙コップ代として。</p>		
税率	金額(税抜)	税率
	534	金額(税抜)
	消費税	税率
8%	53	金額(税抜)
	消費税	税率
10%	587	金額(税抜)
非課税	金額	金額(税抜)
	587	金額(税抜)

種別	① 現金 (¥ 587) ② 引換券 (¥) ③ その他 (¥) ④ クレジット (¥)	
内訳	カード	
	レシートNo.	
	回払い	
	5 免 税	

西暦 2021年 6月 18日 上記金額正に領収致しました。

沖縄県那覇市久茂地1-
株式会社 リウボウインダストリアル
電話 098-867-1171 (大代表)

(注) 本証に領収印及取扱者印なく或は金額の文字を書き加え又は削除したものは無効です
(注) クレジットカードでのお買い上げの場合は本証はクレジットお買い上げ領収証となります

紙コップ代 587円
会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半
会派室共同使用の為 1/4

146 円

領収証

立憲おきなわ 様 2021年 6月 22日

サンブラザ 県庁店

サンブラザかねひで県庁売店
那覇泉崎1-2-2 TEL098-868-4001

2021年 6月22日(火)14:17 #000002
4688

* 1402 職人の珈琲マイル ¥408

小計		¥408
(外税 8%対象額		¥408)
外税額	8%	¥32
買上点数		1点

合計		¥440
お預り	¥1,000	
(内消費税等	¥32)	
お釣り		¥560

*印は軽減税率対象商品です。

XXXXXXXXXX

ポイント対象金額
獲得予定ポイント
利用可能ポイント
取引ID
2021062200008000000246880001
取引日時 2021-06-22 14:17:29

かねひでE dyカードのE dy支払い者限定キャンペーン実施中



ポイントは2~3日目に降に反映されます。有効期限切れ等の理由で、ポイントが加算されない事があります

カードの利用登録は下記よりアクセスください

楽天ポイントカード 検索

<http://r10.to/rpointcard/>



但 商販代金として
上記正に領収いたしました

内訳 _____

税抜金額 _____

消費税額等 (%) _____

県庁地下総合売店
サンブラザ
TEL 098-868-4001
沖縄県那覇市泉崎1-2-2

コーヒー代 440円

会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半
会派室共同使用の為充当割合 1/4

110 円

経費区分 (会議費) No 9

2021年06月25日 (金)

立憲おきなわ様 領 収 証

¥ 4 2 9 -

上記正に領収しました (消費税等 31円を含みます)
株式会社リウボウストア *印は軽減税率対象商品です
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目1-1-B1F
リウボウ食品館 TEL: 098-867-1171
【摘要】 商品代として

財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 5002-6248-8808

* 領収証証明番号 *
2021年06月25日 (金) 14:14 5002
店No 692005 * UCC職人のまろや ¥398
手No [REDACTED] ¥398
小計 (外税 8%商品) ¥398
外税 8 (税合計) ¥31
合計 ¥429
お買上点数 1点
店名 0191n

コーヒー代 429円
会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半
会派室共同使用の為 1/4

107 円

領収証

立憲おきなわ 様 R3 年 6 月 29 日

サンブラザ 県庁店

サンブラザかねひで県庁売店
那覇泉崎1-2-2 TEL098-868-4001

2021年 6月29日(火)09:09 #000001
9948

- * 0104 功セラトコ-ヒ-無糖 ¥115
- * 0930 紅茶化伝 ¥190
- * 0930 Mサイさんびん茶 ¥143

小計	¥448
(外税 8%対象額)	¥448
外税額	¥35
買上点数	3点

合計	¥483
お預り	¥500
(内消費税等)	¥35
お釣り	¥17

*印は軽減税率対象商品です。

XXXXXXXXXXXX

ポイント対象金額
獲得予定ポイント
利用可能ポイント
取引コード
202106290008000000199480001
取引日時 2021-06-29 09:09:22

かねひでE d yカードのE d y支払い者限定キャンペーン実施中



ポイントは2~3日目以降に反映されます。有効期限切れ等の理由で、ポイントが加算されない事があります

カードの利用状況は下記よりアクセスください

楽天ポイントカード 検索

<http://r10.to/rpointcard/>

但 商品代金として
上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

県庁地下総合売店

サンブラザ

TEL 098-868-4001
沖縄県那覇市泉崎1-2-2

お茶等、飲物代 483 円

会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半

会派室共同使用の為充当割合 1/4

120 円

経費区分 (会議費) No //

2021年07月07日 (水)

領 収 証

立憲おきなわ様

¥ 7 3 9 -

上記正に領収しました (消費税等 67円を含みます)
 株式会社リウボウストア *印は軽減税率8%対象商品です
 〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目1-1-B1F
 リウボウ食品館 TEL: 098-867-1171
 【摘要】 商品代として

財布等で保管載く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

5002-6311-4876

739 {
 1 184 南風
 2 185 巾着
 3 185 巾着
 4 185 巾着

* 令頁以又言正日月糸田 *
 2021年07月07日 (水) 11:39 5002
 賣No [Redacted]
 子No [Redacted]
 512001 断熱紙コップ15P 2コX単198 ¥396
 512001 デキシーエコノプラカツ 2コX単138 ¥276
 小計 ¥672
 (外税10%商品 ¥672)
 外税10 ¥67
 (税合計 ¥67)
 合計 ¥739
 お買上点数 4点

紙コップ代 739円
 会議・来客時に使用、個人利用もある為 折半
 会派室共同使用の為充当割合 1/4

184 円